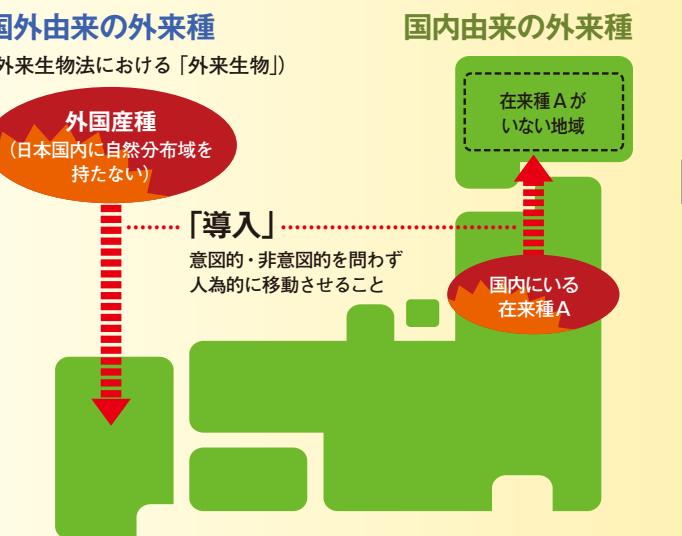


## 生物を移動させる=外来種問題のおそれ!?

「外来種」とは、「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入(移動)された生物種」のことと言います。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を「在来種」といいます。外来種とは、海外から日本に持ち込まれた生物(国外由来の外来種)のことを表すと思われるがちですが、日本の在来種であっても、本来の分布域が日本的一部であ

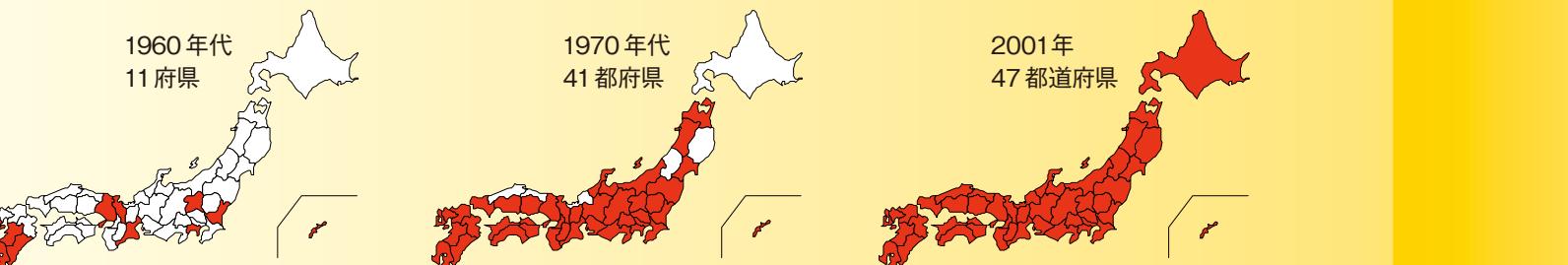


### 急激に分布を拡げたオオクチバス



「オオクチバス」(原産地: アメリカ中東部等)は、「ブラックバス」という名で広く知られています。日本には、1925年に神奈川県芦之湖に放流され、そこから長崎県白雲の池(1930年)、群馬県田代湖(1935年)と、各地への放流が

進みました。1970年代になると一気に全国各地に放流が進み、2001年には全国各地で確認されるに至りました。本種が入り込んだ水域では、在来魚や昆虫が捕食されることで、生態系に大きな被害が及びます。



### 外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。同じく同法に基づき指定される未判定外来生物は、輸入時に事前届出が必要です。

外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が科される場合があります。



## 一人一人の行動が大切です。

リストを知って、  
次の3つを守りましょう!!

### 外来種被害予防三原則

- 1 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を“入れない”**  
外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。
- 2 飼育・栽培している外来種を“捨てない”**  
入れた外来種は、適切に管理(捨てない、逃がない、放さない)しなければいけません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。
- 3 すでに野外にいる外来種を他地域に“拡げない”**  
すでに野外に定着している外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。

# 生態系被害防止 外来種リスト

正式名称: 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

本リストの作成に伴い「要注意外来生物」という区分は廃止されました。

## ここがポイント! 「生態系被害防止外来種リスト」

Q1. 何に関するリストですか?

A 外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したものです。「総合対策外来種」、「産業管理外来種」、「定着予防外来種」のカテゴリに分類されています。

Q2. 生態系被害防止外来種リストを作成した目的はですか?

A 多くいる外来種の中から、特に注意が必要な外来種を明確にすることはとても重要です。リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。

Q3. 掲載種は輸入や飼育等が規制されているのですか?

A 外来生物法に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬等が規制される特定外来生物も全て含まれています。それ以外の掲載種についても、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の遵守など、取扱いには注意が必要です。

429

種類

310

種類

18

種類

101

種類

### 総合対策外来種 (総合的に対策が必要な外来種)

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、除草、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要。

### 緊急対策外来種

対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。

### 重点対策外来種

甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。

### その他の総合対策外来種

### 産業管理外来種 (適切な管理が必要な産業上重要な外来種)

産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要。

### 定着予防外来種 (定着を予防する外来種)

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要。

### 侵入予防外来種

国内に導入されていない種。導入の防止、水際での監視等により侵入を未然に防ぐ必要がある。

### その他の定着予防外来種

国内に導入されているが、自然環境における定着は確認されていない種。

